

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	北海道財務局長	
【提出日】	平成28年3月10日	
【会社名】	株式会社フジタコーポレーション	
【英訳名】	FUJITA CORPORATION Co.,Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 藤田 博章	
【本店の所在の場所】	北海道苫小牧市晴海町32番地	
【電話番号】	(0144)84-8888	
【事務連絡者氏名】	専務取締役 清水 清作	
【最寄りの連絡場所】	北海道苫小牧市晴海町32番地	
【電話番号】	(0144)84-8888	
【事務連絡者氏名】	専務取締役 清水 清作	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	149,974,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	374,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本新株式の発行（以下「本件第三者割当増資」といいます。）については、平成28年3月10日開催の取締役会決議によるものであります。
2. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	374,000株	149,974,000	74,987,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	374,000株	149,974,000	74,987,000

- (注) 1. 本新株式の募集については、第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は74,987,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
401	200.5	100株	平成28年3月28日（月）	-	平成28年3月28日（月）

- (注) 1. 本新株式の募集は、第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。
3. 申込みの方法は、割当予定先との間で総数引受契約を締結することとし、払込みの方法は、払込期日に後記払込取扱場所にて、金銭の払込を行うものとし、
4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合には、当該株式に係る株式の割当を受ける権利は消滅いたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社フジタコーポレーション	北海道苫小牧市晴海町32番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社北海道銀行 苫小牧支店	北海道苫小牧市表町二丁目1番14号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
149,974,000	3,000,000	146,974,000

- (注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
2. 発行諸費用の概算額の内訳は、登記費用、弁護士費用、有価証券届出書等の書類作成費用等であります。

(2)【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
新規出店又は既存店舗の業態転換	100	平成28年4月から平成30年3月まで
オリジナルブランドのフランチャイズパッケージ開発	46	平成28年4月から平成30年3月まで

- (注) 1. 新規出店又は既存店舗の業態転換については、北海道・東北エリアにて業務資本提携先となる株式会社アスラポート・ダイニング（以下「アスラポート・ダイニング」といいます。）が展開する外食ブランドの新規出店又は同ブランドへの既存店舗の業態転換を、1店舗当たり20～50百万円の資金拠出（加盟金、設計費、建築設備工事費、厨房機器購入費等）にて2～3店舗を予定しております。なお、ブランド・新規出店場所・業態転換の対象となる既存店舗等の詳細は、アスラポート・ダイニングと協議して決定する予定であります。今後アスラポート・ダイニングと慎重に協議、決定していく現状から、相応の期間が必要と判断しており、支出予定時期を平成28年4月から平成30年3月までとしております。
2. オリジナルブランドのフランチャイズパッケージ開発（ ）については、当社が北海道、東北、関東に13店舗を展開するかつ丼と天丼を中心とした、「かつてん」の全国展開を見据えたモデル店づくりを予定しております。当該ブランドは当社総売上高の約10%を占める主力ブランドであります。モデル店づくりにおいては、メニュー開発費、厨房機器購入費、内外装工事費、食器及び備品の購入費、販促ツール費等の出費を予定しており、モデル店が軌道に乗った後、速やかにフランチャイズ店の募集を開始する予定であります。なお、ビジネスモデル等の詳細は、アスラポート・ダイニングと協議して決定する予定であります。今後アスラポート・ダイニングと慎重に協議、決定していく現状から、相応の期間が必要と判断しており、支出予定時期を平成28年4月から平成30年3月までとしております。
- ()フランチャイズビジネスのシステム全体の開発を意味しており、モデル店の出退店を含みます。また、その実行プロセスにおいては、アスラポート・ダイニングのフランチャイザーとしての実績に基づくノウハウ等を活用する予定であります。
3. 調達資金を実際に支出するまでは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	株式会社アスラポート・ダイニング (英文名 : Asrapport Dining Co., Ltd.)
	本店所在地	東京都港区芝5丁目13番16号
	直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 事業年度第9期 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日) 平成27年6月26日 関東財務局長に提出
		四半期報告書 事業年度第10期第1四半期 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日) 平成27年8月14日 関東財務局長に提出
		四半期報告書 事業年度第10期第2四半期 (自 平成27年7月1日 至 平成27年9月30日) 平成27年11月13日 関東財務局長に提出
四半期報告書 事業年度第10期第3四半期 (自 平成27年10月1日 至 平成27年12月31日) 平成28年2月12日 関東財務局長に提出		
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

(業務資本提携の理由)

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、当社及び非連結子会社1社により構成されており、飲食部門(フランチャイジー事業11業態、オリジナルブランド事業3業態)は飲食店舗の運営、物販部門(フランチャイジー事業3業態、オリジナルブランド事業1業態)は商品の販売及びインターネットカフェの運営を主たる業務としております。

当社は飲食部門・物販部門ともに複数のフランチャイズ本部と加盟契約を締結し、効率的に出店を推進することで事業展開を行ってまいりました。

当社をとりまく環境は、企業間の競争が激化し、各社が新規出店や改装、不採算店舗の業態転換等、多様化する消費者のニーズを捉えるためにしのぎを削っている状況であります。とりわけ飲食業界においては、個人消費の持ち直しにより緩やかな回復傾向にあるものの、企業間の顧客確保の競争は激しさを増しており、厳しい状況が続いております。

このような経済状況のもと、当社は、既存店舗の客数及び客単価の向上のために、商品・サービス・販促施策の向上及び店舗内外の環境の維持管理に努める一方で、不採算店舗の閉店や不採算事業からの撤退及び譲渡を行い、経営改善に努めてまいりました。この結果、平成27年12月末における当社の展開業態及び稼働店舗は18業態79店舗(前年同月末、20業態89店舗)となり、事業規模は縮小傾向にあります。

今後益々厳しくなると予想される市場環境の中で、当社は、事業規模の縮小傾向に歯止めをかけ、早期に経営を成長軌道に乗せることが喫緊の経営課題であると認識し、他企業とのアライアンスによる、新規出店又は既存店舗の業態転換及びオリジナルブランドのフランチャイズパッケージ開発等の新たな取り組みによる収益源の確保を検討してまいりました。

一方、アスラポート・ダイニングは、「牛角」、「とりでん」、「とり鉄」、「どどり亭」等の外食フランチャイズを中心に全国で442店舗を展開しており、平成25年度より新たに「食のバリューチェーンを構築する」という目標を掲げて外食から生産事業への進出を果たし、多層的な付加価値を生み出すビジネスモデルの構築に取り組んでおります。また、4つの戦略として「既存ブランドの競争力強化と成長」、「ブランド・ポートフォリオの多様化」、「海外市場への進出」、「食品生産事業と六次産業化」への取り組みを掲げ、更なる成長を目指しております。

当社は、昨年11月に取引のある証券会社を通じてアスラポート・ダイニングとの面談の機会を得て、同社とのアライアンスの検討を開始いたしました。本年1月に入り、アスラポート・ダイニングより、資本提携で両社の関係性を強化しつつ、北海道・東北エリアにおける業態拡大と店舗展開、人材マネジメントの共有化及び共同購買によるコスト削減と付加価値創造等の業務提携を行うことで取引関係を強化するご提案をいただきました。この提案をもとに、両社間で慎重に検討を重ねた結果、当社が有する北海道・東北エリアにおける店舗運営ノウハウとアスラポート・ダイニングが有する多数の外食業態の店舗運営ノウハウを活かすことによる収益基盤の強化等により、双方の企業価値向上が見込めるとして、業務資本提携契約を本日付で締結することといたしました。

当社は、アスラポート・ダイニングと強固な関係を築くことが、短期的な業績拡大にとどまらず、新規事業の展開(当社のブランド又はアスラポート・ダイニングのブランドによる飲食店の展開等)、及び食材等の共同購買によるスケールメリットを活かしたコスト削減の推進等が図れ、新たな発展につながると判断しております。また、当社は、中長期的には大きな経営課題であると認識している、アスラポート・ダイニングが強化している海外市場への進出についても、同社の持つFCビジネスネットワークを活用し、両社のノウハウを活用した収益の獲得を目指してまいります。

当社は、業務資本提携を円滑に推進することが当社の企業価値の向上に寄与するものと判断し、業務資本提携の一環として、アスラポート・ダイニングを割当予定先として、本件第三者割当増資を行うことといたしました。

(業務資本提携の内容)

(1) 業務提携の内容

当社とアスラポート・ダイニングとは、業務資本提携契約において、相互の経営並びに事業の独立性及び自主性を重んじるとともに、それぞれが将来企業価値の向上のために行う財務施策、組織再編、提携その他の行為を尊重し、これに合理的な範囲で協力する意向を有していること(以下「業務資本提携の基本方針」といいます。)を確認した上で、以下の事項に係る業務提携を実施することに合意いたしました。なお、その具体的な内容、条件、実施時期等の詳細については、今後、両社間で協議、決定してまいります。

北海道・東北エリアにおける業態拡大と店舗展開
人材マネジメントの共有化
共同購買によるコスト削減と付加価値創造
共同販促活動による効率化
新規事業の共同開発

(2) 資本提携の内容

当社は、本件第三者割当増資により発行される新株式374,000株(新株発行後の発行済株式数に対して25.86%)をアスラポート・ダイニングに割り当てます。

また、当社とアスラポート・ダイニングとは、業務資本提携契約において、以下のとおり合意をしております。

アスラポート・ダイニングは、業務資本提携契約の継続中においては、下記の場合及び当社が事前に書面で同意した場合を除き、本件第三者割当増資により取得する当社株式について、原則として譲渡等の処分を行わないこと。

アスラポート・ダイニングは、業務資本提携による取引関係の強化を目的としていることを踏まえて、本件第三者割当増資により取得する当社株式を長期的に保有する方針である旨を表明すること。

アスラポート・ダイニングが本件第三者割当増資により取得する当社株式を譲渡する場合には当社と協議の上、譲渡に関する通知を書面により当社に対して行い、当該通知の受領後14日以内に、当社が当社又は指定譲受人への譲渡を希望する旨の通知を行った場合にはその者に対し、当社が当該通知を行わなかった場合には、アスラポート・ダイニングの希望する譲渡先に対し譲渡することができること。

業務資本提携契約の継続中においては、業務資本提携の基本方針を踏まえ、相互の経営並びに事業の独立性及び自主性を重んじる観点から、アスラポート・ダイニングは、当社株式の買増しを行おうとする場合には14日前までに書面で当社に通知し、当社の書面による承諾を得ること。

当社が定款変更、株式の発行等(既存の新株予約権の行使を除く。)、合併等の組織再編行為(当社において株主総会の承認が必要なものに限る。)を行う場合については、当社はアスラポート・ダイニングに対し事前に書面で通知し、同社から書面による要請がある場合には協議すること。

業務提携の推進を目的として、本件第三者割当増資による株式発行後、アスラポート・ダイニングは、当社顧問1名を指名することができ(当社の同意した者に限る。)、当社はこれを起用すること(アスラポート・ダイニングの指名者が当社取締役就任した場合は顧問を辞任するものとし、その他条件は、業務資本提携の基本方針を踏まえ別途定める。また、アスラポート・ダイニングの指名者が当社取締役就任した場合には顧問を指名することができない。))。

業務提携の推進を目的として、本件第三者割当増資による株式発行後、アスラポート・ダイニングは、当社取締役候補者1名を指名することができ(の顧問と同一の者とする。)、当社は、株式発行後の、最初の定時株主総会及びその後の株主総会において、被指名者を当社取締役として選任する旨の議案を提出すること。

からは、アスラポート・ダイニングの保有する当社株式に係る議決権割合が10%未満となった場合には適用せず、その時点における同社指名の当社顧問又は当社取締役の辞任につき、その時期等について両者で協議すること。

d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式374,000株

e. 株券等の保有方針

上記「c. 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、業務資本提携契約において、割当予定先であるアスラポート・ダイニングは、本件第三者割当増資により取得する株式について、業務資本提携契約の継続中において原則として譲渡等の処分を行わないこと、及び業務資本提携による取引関係の強化を目的としていることを踏まえて長期的に保有する方針である旨を表明することを、当社と合意しております。

なお、当社は、割当予定先であるアスラポート・ダイニングから、本件第三者割当増資により発行される当社普通株式の全部又は一部を払込期日から2年以内に譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定であります。

f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、アスラポート・ダイニングが平成28年2月12日付で公表した平成28年3月期第3四半期報告書に含まれる財務諸表を基礎としてアスラポート・ダイニングに財務内容の状況に係る説明を聴取し、更に預金口座の残高一覧表の写しを受領し、アスラポート・ダイニングが本件第三者割当増資に係る払込みに必要かつ十分な現預金を有していることを確認しております。

g. 割当予定先の実態

割当予定先であるアスラポート・ダイニングは株式会社東京証券取引所JASDAQ市場に上場しており、会社の履歴、役員、主要株主等について有価証券報告書等の法定開示書類において公表しております。これらに加え、アスラポート・ダイニングは、株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」の中で、反社会的勢力との関係を一切持たない旨の宣言をしております。

以上から、当社は、割当予定先であるアスラポート・ダイニング、その役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないものと判断しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

本件第三者割当増資における発行価額は、本件第三者割当増資に係る取締役会決議日(以下「本取締役会決議日」といいます。)の直前営業日である平成28年3月9日の、株式会社東京証券取引所「JASDAQ」市場における当社普通株式の終値である401円といたしました。

当該発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間(平成28年2月10日から平成28年3月9日まで)の終値平均値392円に対しては2.30%のプレミアム、同3ヶ月間(平成27年12月10日から平成28年3月9日まで)の終値平均値399円に対しては0.50%のプレミアム、同6ヶ月間(平成27年9月10日から平成28年3月9日まで)の終値平均値414円に対しては3.14%のディスカウントとなります。

当該発行価額については、平成27年12月25日の第三者割当増資による新株式発行時と同様、本取締役会決議日の直前営業日までの3ヶ月間の終値平均値399円を採用した方が、市場における取引高が少なく、株価の短期的な変動が大きい当社株式は、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することにより、恣意性や特殊要因を排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると考えておりました。しかしながら、当該発行価額については、アスラポート・ダイニングと十分に協議した結果、直近の市場価格が当社の株式価値を適正に反映していると判断し、本取締役会決議日の直前営業日の終値401円といたしました。

日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日付)では、第三者割当により株式の発行を行う場合には、その払込金額は、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価額)に0.9を乗じた額以上の価額であることとされているところ、本件第三者割当増資における当該発行価額は、本取締役会決議日の直前日の株価と同額であり、当該指針にも準拠しております。

また、当社監査役3名(うち2名は社外監査役)全員も、取締役会の判断において決定された発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値に基づくものであることから、既存株主の利益保護の観点からも合理的なものであり、発行価額が特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を述べております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本件第三者割当増資により発行される株式数374,000株に係る議決権数3,740個に、本件第三者割当増資の発行決議日である平成28年3月10日から6ヶ月以内である平成27年12月25日に第三者割当増資により発行された株式数90,200株に係る議決権数902個を加えた議決権数4,642個を、平成27年9月30日現在の議決権数9,819個で除した割合は47.28%となります。したがって、希薄化率が25%以上となることから、本件第三者割当増資は「企業内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式 記載上の注意(23-6)」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
(株)アスラポート・ダイニング	東京都港区芝5丁目13番16号	-	-	374,000	25.86%
藤田 博章	北海道苫小牧市	225,600	21.04%	225,600	15.60%
(株)ベビーフェイス	奈良県奈良市松陽台3丁目1番22号	53,600	5.00%	53,600	3.71%
GMOクリック証券(株)	東京都渋谷区桜丘町20番1号	49,100	4.58%	49,100	3.40%
フジタコーポレーション従業員 持株会	北海道苫小牧市晴海町32番地	46,700	4.36%	46,700	3.23%
(株)ダスキン	大阪府吹田市豊津町1番33号	45,100	4.21%	45,100	3.12%
藤田 健次郎	北海道苫小牧市	43,900	4.09%	43,900	3.04%
藤田 竜太郎	北海道苫小牧市	43,600	4.07%	43,600	3.02%
(株)ラックランド	東京都新宿区西新宿3丁目18番20号	42,600	3.97%	42,600	2.95%
福室 太郎	東京都新宿区	37,500	3.50%	37,500	2.59%
計	-	587,700	54.82%	961,700	66.50%

(注) 1. 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成27年9月30日現在の株主名簿に基づく株式数に、平成27年12月25日の第三者割当増資により増加した株式数を加えて算出しております。

2. 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当前の「所有株式数」に、本件第三者割当増資により増加する株式数を加えて算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

当社は、平成27年3月期においては、平成26年4月に策定した経営改善計画に基づいて不採算店舗の閉店や不採算事業からの撤退及び譲渡を行いつつ、将来性のある事業へ投資し、経営改善に努めてまいりました。

平成27年3月期における店舗展開においては、2店舗の出店、13店舗の閉店、1店舗を譲渡し、当事業年度末における当社の展開業態は19業態、稼働店舗数は84店舗（前年同期末、20業態96店舗）となりました。

閉店・譲渡を進めた結果、店舗数が大幅に減少したことにより、売上高5,640百万円（前年同期比11.6%減）となりましたが、大規模店舗を中心にLED化をはじめとする販売費及び一般管理費の低減に努めたことにより、営業利益109百万円（同36.2%増）、経常利益51百万円（前年同期、経常損失3百万円）となりました。しかしながら、たな卸資産評価損98百万円等の特別損失188百万円を計上したことにより、当期純損失145百万円（前年同期、当期純損失350百万円）となりました。

また、平成28年3月期第3四半期累計期間においては同経営改善計画に基づき、不採算店舗の閉店及び譲渡を行った結果、平成27年12月末の店舗数が前年同月末に比べ10店舗減少したことにより、売上高3,859百万円（前年同四半期比9.3%減）となったものの、販売管理費等の徹底した削減や設備投資の抑制を継続し、着実に収益の改善を進めてまいりました。この結果、当第3四半期累計期間において四半期純利益58百万円（前年同四半期、四半期純損失39百万円）を計上し、また、第三者割当増資を行った結果、当第3四半期会計期間末現在の純資産は17百万円となり、債務超過を解消いたしました。

しかしながら、当社の有利子負債は3,374百万円と総資産の84.1%を占め、手元流動性に比して高水準にあるため、取引金融機関から返済条件の緩和を継続して受けている状況にあり、新たに資金を借り入れることが困難な状況であります。

国内市場の低迷や個人消費が伸び悩む中、当社は、不採算店舗の見直し及び将来性のある事業への投資を通じて、利益の改善及び売上の増加に努めているものの、事業規模は縮小傾向にあります。

今後益々厳しくなると予想される市場環境の中で、当社は、事業規模の縮小傾向に歯止めをかけ、早期に経営を成長軌道に乗せることが喫緊の経営課題であると認識し、新規出店又は既存店舗の業態転換及びオリジナルブランドのフランチャイズパッケージ開発等の新たな取り組みによる収益源の確保を検討しております。

このような状況の中、当社は、収益基盤の強化に向けた資金需要に対応すること及びアスラポート・ダイニングとのアライアンス強化による業績拡大を目的に、本件第三者割当増資を実施することが必要であると判断いたしました。

なお、当社は、平成27年12月25日に平成28年3月期末までに債務超過を解消することを目途として必要となる資本を増強する目的のもと、第三者割当増資により当社普通株式90,200株(議決権数902個)を発行し、既存店舗の改装及び設備の入替に係る投資資金に充当することを資金使途として手取金37,964千円を調達しております(当該調達資金は、平成28年12月までの支出を予定しており、現時点では充当しておりません。)。一方、本件第三者割当増資は、当社がアスラポート・ダイニングとの間の業務資本提携及び資金調達を行い、新規出店又は既存店舗の業態転換及びオリジナルブランドのフランチャイズパッケージ開発等の新たな取り組みによる収益源を確保し、事業規模が縮小傾向にある当社の現状に歯止めをかけることを目的としており、平成27年12月25日の第三者割当増資とは目的が異なるものであります。ただし、当社の重要な経営課題である当期末時点における債務超過の解消をより確実なものにする観点からも、当社の財政状態に鑑みて、公募増資、株主割当増資及び借入等の他の資金調達方法よりも迅速かつ確実性が高い資金調達が可能な本件第三者割当増資が、最善の方法であると判断しております。

(2) 既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

平成27年9月30日現在の議決権数9,819個に対して、本件第三者割当増資により発行される株式数374,000株に係る議決権数3,740個に、本件第三者割当増資の発行決議日である平成28年3月10日から6ヶ月以内である平成27年12月25日に第三者割当増資により発行された株式数90,200株に係る議決権数902個を加えた議決権数は4,642個であり、47.28%の希薄化が生じます。

しかしながら、本件第三者割当増資は、当社がアスラポート・ダイニングとの間の業務資本提携及び資金調達を行い、新規出店又は既存店舗の業態転換及びオリジナルブランドのフランチャイズパッケージ開発等の新たな取り組みによる収益源を確保し、事業規模が縮小傾向にある当社の現状に歯止めをかけることを目的としており、当社の収益基盤の強化を図り、企業価値の向上に寄与するものと考えております。また、本件第三者割当増資は、当社の重要な経営課題である当期末時点における債務超過の解消をより確実なものにし、株主利益の保護に寄与するものであります。

以上により、本件第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は、合理的な水準であると判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本件第三者割当増資により発行される株式数374,000株に係る議決権数3,740個に、本件第三者割当増資の発行決議日である平成28年3月10日から6ヶ月以内である平成27年12月25日に第三者割当増資により発行された株式数90,200株に係る議決権数902個を加えた議決権数4,642個を、平成27年9月30日現在の議決権数9,819個で除した割合は47.28%となります。したがって、希薄化率が25%以上となることから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に規定される、経営者から一定程度独立した者による当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当てに係る株主総会決議などによる株主の意思確認手続きのいずれかが必要となります。

そこで、当社は、平成28年3月10日開催の当社取締役会に先立ち、経営者から一定程度独立した者として、当社と利害関係がない弁護士である佐藤明夫氏(佐藤総合法律事務所所属)並びに丹治敏男氏(当社社外監査役・独立役員)及び小柳典子氏(当社社外監査役)から大規模な第三者割当を行うことについての必要性及び相当性に関する意見書を入手することいたしました。

当社が平成28年3月9日付で入手した本件第三者割当増資に関する意見書の概要は以下のとおりとなります。

なお、当社は、本件第三者割当増資については、必要性及び相当性が認められる旨の意見書の内容を踏まえ、必要性が認められ、相当性があると判断いたしました。

(以下、意見書の概要)

本件第三者割当増資の必要性

当社は、新規出店又は既存店舗の業態転換及びオリジナルブランドのフランチャイズパッケージ開発等の新たな取組みの実行により収益源を確保し、事業規模が縮小傾向にある当社の現状に歯止めをかけることを目的として本件第三者割当増資を企図しているところ、かかる目的は、当社の企業価値の向上に寄与するものであり、正当であるといえる。そして、当社がかかる目的を達成するためには、本件第三者割当増資により、アスラポート・ダイニングとの間の業務資本提携を実現すると同時に、資金調達を行う必要性がある。したがって、本件第三者割当増資について、必要性が認められると考えられる。

本件第三者割当増資の相当性

- ・当社の現在の財務状況では、金融機関から新たに資金を借り入れることや社債を発行することは現実的ではない。また、公募増資、株主割当増資及びライツ・オファリングについては、応募を受けられるか否かが不透明であり、迅速かつ確実な資金調達を行ううえでは必ずしも適切ではない。さらに、新規出店又は既存店舗の業態転換及びオリジナルブランドのフランチャイズパッケージ開発等の新たな取組みを実行するためには、本件第三者割当増資の結果、当社がアスラポート・ダイニングとの間で業務資本提携を行うことが必要だが、上記の他の手段によっては、当該業務資本提携は実現しない。したがって、本件第三者割当増資には、他の手段との比較において相当性が認められると考えられる。
- ・当社は、本件第三者割当増資における発行価額を、本件第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成28年3月9日)の株式会社東京証券取引所JASDAQ市場における当社普通株式の終値としているが、当社の株価推移において、直前営業日の終値の価額を排除すべき特段の事情が確認できないことからすれば、最も時価に近い価額を発行価額とすることは、当社の既存株主及びアスラポート・ダイニングにとって公平であるといえる。また、本件第三者割当増資により発行される株式数に係る議決権数3,740個に、当社が平成27年12月25日に行った第三者割当増資により発行された株式数に係る議決権数902個を加えた議決権数4,642個を、平成27年12月25日の第三者割当増資前の議決権総数9,819個で除した割合は47.28%となります。しかしながら、当社は、事業規模が縮小傾向にあり、このままでは今後の事業成長が見込めない状況にあるが、本件第三者割当増資の結果、アスラポート・ダイニングとの業務資本提携及び資金調達が実行され、新規出店又は既存店舗の業態転換及びオリジナルブランドのフランチャイズパッケージ開発等の新たな取組みにより収益源が確保されれば、事業規模の縮小傾向に歯止めをかけ、当社の企業価値及び株主価値を向上させることにもつながり得る。したがって、本件第三者割当増資の結果、一定の希薄化は生じるものの、発行数量は相当なものと考えられる。
- ・当社は、平成27年12月25日に前回の第三者割当増資を行っており、本件第三者割当増資は、前回から3か月余りしか経っていない近接した時期に行われるものである。もっとも、前回の第三者割当増資は、上場廃止による当社の信用性低下を防ぐべく、2期連続の債務超過を防止するために資金を調達する緊急の必要があったことから、かかる資金調達の目的のみで行われたものであり、他方で本件第三者割当増資は、当社がアスラポート・ダイニングとの間の業務資本提携及び資金調達を行い、新規出店又は既存店舗の業態転換及びオリジナルブランドのフランチャイズパッケージ開発等の新たな取組みの実行により収益源を確保し、事業規模が縮小傾向にある当社の現状に歯止めをかけることを目的としており、第三者割当増資の目的が全く異なる。そのため、前回の第三者割当増資から近接した時期に本件第三者割当増資を行うことには相当性が認められる。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第37期）の提出日（平成27年6月26日）以後、本有価証券届出書提出日（平成28年3月10日）までの間において、当該有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」に記載された資本金は、次のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）
平成27年12月25日	90,200	1,072,400	19,347	430,015

（注）1. 千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記は、平成27年12月25日に第三者割当にて発行した新株式（割当先㈱ベビーフェイス、他1名）

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成28年3月10日）までの間において生じた変更及び追加すべき事由は、以下のとおりです。なお、「事業等のリスク」について追加すべき事由のみを記載しております。

また、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日（平成28年3月10日）現在において変更の必要はないと判断しております。

（事業等のリスク）

（10）上場廃止基準の抵触の可能性について

当社は、平成27年3月期において、57百万円の債務超過の状態となったため、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所における上場廃止基準にかかる猶予期間銘柄（債務超過）となりましたが、平成28年3月期第3四半期累計期間においては、四半期純利益58百万円を計上し、また、第三者割当増資を行った結果、当第3四半期会計期間末現在の純資産は17百万円となり、債務超過を解消いたしました。しかしながら、平成28年3月期末時点において債務超過の状態となった場合には、当社普通株式は上場廃止となります。

3. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第37期）の提出日（平成27年6月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成28年3月10日）までの間において、以下の臨時報告書を北海道財務局長に提出しております。

（平成27年7月1日提出の臨時報告書）

1. 提出理由

平成27年6月26日開催の当社第37回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

（2）当該決議事項の内容

第1号議案 取締役3名選任の件

藤田博章氏、藤田健次郎氏、清水清作氏を取締役に選任するものであります。

第2号議案 監査役2名選任の件

山本智之氏及び小柳典子氏を監査役に選任するものであります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件
菊池廣之氏を補欠監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案 取締役3名選任の件				(注)	
藤田 博章	7,437	14	-		可決（99.81％）
藤田 健次郎	7,435	16	-		可決（99.79％）
清水 清作	7,437	14	-		可決（99.81％）
第2号議案 監査役2名選任の件				(注)	
山本 智之	7,437	14	-		可決（99.81％）
小柳 典子	7,437	14	-		可決（99.81％）
第5号議案 補欠監査役1名選任の件				(注)	
菊池 廣之	7,439	12	-		可決（99.84％）

(注) 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

(平成27年11月10日提出の臨時報告書)

1. 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2. 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年8月19日から平成27年9月30日

(2) 当該事象の内容

財務体質の向上及び保有資産の効率化を図るため、平成27年8月12日の取締役会決議に基づき、当社が保有する投資有価証券の一部を売却し、投資有価証券売却益を計上いたします。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成28年3月期の決算において、投資有価証券売却益47百万円を特別利益として計上いたしました。

（平成27年11月10日提出の臨時報告書）

1．提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年11月10日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

店舗の閉鎖及び売却に伴い、特別損失を計上いたしました。

店舗閉鎖損失の計上	28百万円
固定資産売却損の計上	13百万円
固定資産除却損の計上	1百万円

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成28年3月期の決算において、42百万円を特別損失として計上いたしました。

（平成28年3月10日提出の臨時報告書）

1．提出理由

当社は、平成28年3月10日開催の取締役会において、株式会社アスラポート・ダイニングを割当先とする第三者割当による新株式の発行（以下「本第三者割当増資」といいます。）を決議しております。これにより主要株主の異動が見込まれるため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2．報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 株式会社アスラポート・ダイニング

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	3,740個	25.86%

（注）1．「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

2．異動後の「所有議決権の数」は、本第三者割当増資により増加することが見込まれる議決権の数3,740個であります。

3．異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、平成27年9月30日現在の株主名簿に基づく議決権の数9,819個に、平成27年12月25日の第三者割当増資により増加した議決権の数902個及び本第三者割当増資により増加すると見込まれる議決権の数3,740個を加算した、総株主等の議決権の数14,461個を基準に算出しております。

(3) 当該異動の年月日

平成28年3月28日（本第三者割当増資の払込期日）

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額	430,015,084円
発行済株式総数 普通株式	1,072,400株

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第37期)	自 至	平成26年4月1日 平成27年3月31日	平成27年6月26日 北海道財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第38期第3四半期)	自 至	平成27年10月1日 平成27年12月31日	平成28年2月8日 北海道財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年6月26日

株式会社フジタコーポレーション

取締役会 御中

清明監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 島貫 幸治 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 中村 貴之 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジタコーポレーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第37期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社フジタコーポレーションの平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社フジタコーポレーションの平成27年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社フジタコーポレーションが平成27年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年2月8日

株式会社フジタコーポレーション

取締役会 御中

清明監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 島 貫 幸 治 印
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 中 村 貴 之 印
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社フジタコーポレーションの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第38期事業年度の第3四半期会計期間(平成27年10月1日から平成27年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成27年4月1日から平成27年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社フジタコーポレーションの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。